

様式第1号（第3条関係）

滋賀県奨学金返還支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県教育委員会

学 校 名

住 所 〒

返還支援を受けよ
うとする者

氏 名

㊦

電話（自宅） — —

電話（携帯） — —

裏面「滋賀県奨学金返還支援金交付要綱」の内容についてすべて了承いただける場合は、
□にレ印を付けてください。

特に、第6条(代理受領)、第7条(期限の利益の放棄)、第8条(相殺)にご留意ください。

☐ 「滋賀県奨学金返還支援金交付要綱」の内容をすべて了承し、奨学金返還支援金の交付を申請します。

【抜粋】

（代理受領）

第6条 教育委員会は、受給者に代わって返還支援金を受領するものとする。

（期限の利益の放棄）

第7条 受給者は、第6条により代理受領した時点において、当然に、貸与額のうち第5条に定める交付金額相当額の奨学資金返還債務について、条例第8条による期限の利益を放棄するものとする。

（相殺）

第8条 教育委員会は、受給者に対して有する滋賀県奨学資金に係る貸金債権と第6条により代理受領した返還支援金相当額の払渡し債務を対等額において相殺する。

滋賀県奨学金返還支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県奨学金返還支援金（以下「返還支援金」という。）を交付することで、滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）（以下「条例」という。）に基づく奨学資金の貸与を受ける者のうち、経済的に困窮しながらも、高い学習意欲を持つ者が安心して学び続けられる環境を整えることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 返還支援金の交付は、毎年度、次の各号のいずれにも該当する者に対して、その者の申請により行う。

- (1) 条例第4条第1項に定める奨学金の貸与を受ける者であること。
- (2) 滋賀県に所在する高等学校等（「高等学校等」とは、条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する者であること。
- (3) 当該年度の1学期および2学期（前期・後期制の高等学校等においては前期）の評定平均値が3.5以上（成績評価が5段階以外の評価（10段階評価やABC等の評価）を採用している場合は、5段階に換算した評価が3.5以上）であること。
- (4) 条例第4条第1項に定める奨学金の貸与の申請をした年の前年の世帯の収入の年額または当該年の世帯の収入の年額の見込額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の年額の0.8倍以下である世帯に属する者であること。

(交付の申請)

第3条 返還支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、返還支援金交付申請書（別記様式第1号）に第2条第1項第4号に該当することを証明する書類（以下「収入証明書類」という。）を添えて、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、条例第4条第1項に定める奨学金の貸与の申請に際して、収入証明書類を提出した者は再度の提出を省略することができる。

- 2 申請者の属する高等学校等は、申請年度の2学期（前期・後期制の高等学校等においては前期）の評定平均値決定後、すみやかに、申請者の1学期および2学期（前期・後期制の高等学校等においては前期）の評定平均値を証する書類を教育委員会に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、返還支援金を交付することを決定したときにあつてはその旨を返還支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により、返還支援金の交付をしないことを決定したときにあつてはその旨を返還支援金交付不承認決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付金額)

第5条 交付される返還支援金の金額（以下「交付金額」という。）は、条例第4条第1項に定める奨学金の当該年度貸与額（以下「貸与額」という。）の1/2とする。

(代理受領)

第6条 教育委員会は、受給者に代わって返還支援金を受領するものとする。

(期限の利益の放棄)

第7条 受給者は、第6条により代理受領した時点において、当然に、貸与額のうち第5条に定める交付金額相当額の奨学資金返還債務について、条例第8条による期限の利益を放棄するものとする。

(相殺)

第8条 教育委員会は、受給者に対して有する滋賀県奨学資金に係る貸金債権と第6条により代理受領した返還支援金相当額の払渡し債務を対等額において相殺する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に教育委員会が滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第4条に基づき奨学資金を貸与することを決定した者に係る返還支援金の交付について適用する。